

駐車監視員活動ガイドライン

活動方針

駐車監視員とは、警察署長の委託を受けた法人の下で、地域を巡回し、駐車車両の確認や確認標章の取付けなどの仕事を行う人のことであり、法律上の資格が必要とされています。(交通(反則)切符を作成したり、金銭を徴収したりすることはありません。)
本ガイドラインは、このような駐車監視員の活動方針を定めるものです。

駐車監視員は、下記の路線、地域、時間帯を重点に巡回し、放置車両の確認等を実施します。

最近の改定: 令和5年4月1日

重点路線

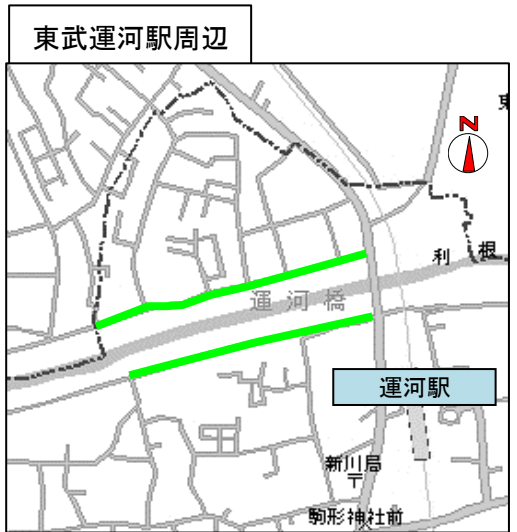
| ◎最重点路線 | |
|---|-----------|
| 路線(区間) | 重点時間帯 |
| 主要地方道白井流山線(流山8丁目交差点付近から鱈ヶ崎小学校入口交差点付近の間) | 9:00~0:00 |
| 市道(木交差点付近から南流山駅入口交差点付近の間) | 9:00~0:00 |
| ◎重点路線 | |
| 路線(区間) | 重点時間帯 |
| 主要地方道松戸野田線(木交差点付近から運河橋付近の間(旧松戸野田線の市道部分を含む)) | 9:00~0:00 |
| 市道(流山駅東口降車場付近から流山セントラルパーク駅西口ロータリー付近の間) | 9:00~0:00 |
| 市道(流山市前平井110先交差点付近から流山セントラルパーク駅東口ロータリー付近の間) | 9:00~0:00 |
| 市道(南流山駅入口交差点付近から思井福祉会館前交差点付近の間) | 9:00~0:00 |
| 市道(流山市大字東深井348先交差点付近から同市大字西深井805先交差点付近の間) | 9:00~0:00 |
| 市道(流山市大字東深井368-4先交差点付近から同市大字西深井864-1先交差点付近の間) | 9:00~0:00 |
| 市道(流山市加1-1615先交差点付近から同市三輪野山2-1-1先交差点付近の間) | 9:00~0:00 |

重点地域

| ◎最重点地域 | |
|-------------|-----------|
| 地域 | 重点時間帯 |
| 東武江戸川台駅周辺 | 9:00~0:00 |
| JR南流山駅周辺 | 9:00~0:00 |
| ◎重点地域 | |
| 地域 | 重点時間帯 |
| 流山おおたかの森駅周辺 | 9:00~0:00 |

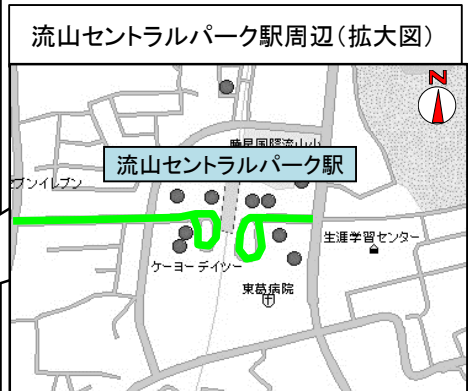
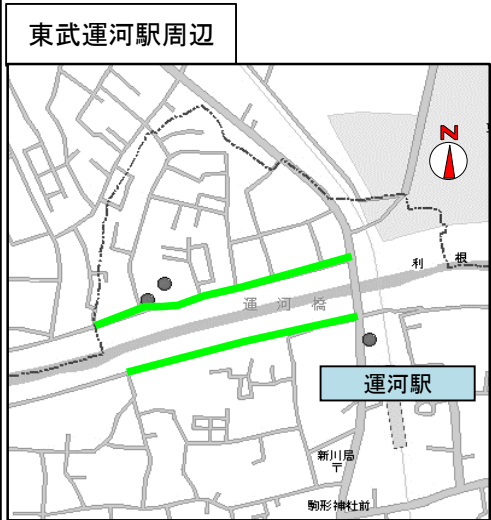
【千葉県流山警察署】

流山警察署管内の駐車監視員活動ガイドライン



- 凡例
- 最重点路線 ——
 - 重点路線 ——
 - 最重点地域
 - 重点地域

駐車監視員活動ガイドラインにおける放置車両確認標章取付け状況 【流山警察署】



- 凡例
- 最重点路線 ——
 - 重点路線 ——
 - 最重点地域
 - 重点地域
 - 標章取付け場所 (令和5年中)

cGeoTechnologies, Inc.
c PASCO CORPORATION

注意：この図に示されている「標章取付け場所」は、駐車監視員及び警察官が、放置車両の確認を行った付近を表しており、違反場所そのものを表示するものではありません。また、放置車両確認標章(駐車違反ステッカー)の取付け件数を表しているものでもありません。